

報道機関 各位

## 【新型コロナウイルス感染症関連情報】

### 緊急事態宣言の期間延長を受けた 市公共施設の利用制限等について

市では、緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されたことを受け、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、5月12日から下記の通り市公共施設の利用休止または利用制限を行います。

#### 【対象期間】

5月12日から緊急事態宣言が解除されるまで

#### 【主な対応方針】

- ・屋内体育施設は引き続き休館します。
- ・屋外体育施設の利用は午後8時までとします。
- ・屋内公共施設の利用は午後8時までとします。また、定員は収容率の50%までとします。
- ・食事を伴う利用はすべての時間帯で休止します。調理室の貸し出しも同様に休止します。

※この他、各施設の状況やキャンセル料等の詳細は市ホームページをご覧ください。  
ページ名：市公共施設の利用制限およびキャンセル料等について

URL：<https://www.city.higashikurume.lg.jp/1014778/1015260/1014810.html>

東久留米市企画経営室秘書広報課 齊藤  
TEL042-470-7712 Fax042-470-7804  
E-mail: hishokoho@city.higashikurume.lg.jp